

宇都宮 宗康 議員



一問一答方式

①文化財

②富士橋

文化財について

問 世界遺産の首里城は、電気系統が火災の原因と疑われ、城とともに貴重な文化財が消失した。

そこで、本市の重要文化財などには火災保険が掛けられているが、煙感知器やスプリンクラーなどの消火設備は設置されているのか。

答 本市には、大洲城高欄櫓、台所櫓、芋綿櫓、三の丸南隅櫓、如法寺仏殿、長浜大橋、臥龍山荘臥龍院、不老庵、文庫の合計9つの国指定重要文化財、建造物が存在してい

ますが、如法寺仏殿、長浜大橋を除く市が所有している建造物は火災保険に加入し、日頃から消火訓練を実施するなど、火災予防に努めています。また、消防法の規定により、全ての建造物に火災報知機を設置しています。スプリンクラーは建物内部に配水管を張りめぐらせることによる文化財への影響、機器の誤作動などを考慮して設置していません。

したがって、現状の防火対策は大洲城及び臥龍山荘の屋内に煙感知器を設置するとともに、夜間の監視警備を業者に委託し、火災の早期発見及び迅速な連絡体制の徹底を図っているところです。

なお、初期消火の対策として、如法寺仏殿には国庫補助を受け、屋外に放水銃を整備しています。

問 大洲のうかいは、寛政12年6月の加藤家の君命録によれば、カワウを使って川漁をしていたとの記述があり、將軍家にも献上されていたとあるが、うかいを民俗文化財として登録できないか。

答 大洲のうかいは、君命録という史料に大洲藩士が川漁の際にウを使ったことが記録されています

が、古くから伝わる肱川流域の漁法としての伝承はされていないことを考えると、藩士の川漁や川遊びの一つとして行われていたものであり、明治以降は衰退したものと推測することができません。

現在のうかいは、観光事業として始めたもので、全国11カ所で行われているうかいの中で歴史的に最も新しく、他のうかいに比べて無形民俗文化財としての技術伝承などの歴史が浅いため、現時点での文化財指定は難しいのではないかと考えています。

今後、長期間にわたりうかいの技術が継承され、地域の特色を示す典型的なものとしてさらなる価値が見出されれば、文化財指定も可能になると考えています。

富士橋について

問 沈下橋と呼ばれる富士橋は、柚木、如法寺地区を一体化させ、通学路や高齢者の生活道路となっている。今回、富士橋の存続要望書に住民の約7割が署名したことは大きな意味がある。

河川整備事業の地元説明会におい

て、沈下橋がなげの役目となって如法寺河原に土砂を堆積させ、柚木地区の浸水被害の原因であると説明されたが、断定できるのか。

答 如法寺河原は、肱川が大きく湾曲した内側に位置し、流れが緩やかなことや嵩富川が上流位置に付け替えられたことにより、自然に土砂が堆積しやすい環境にあります。その上に、富士橋の橋台や河川内にある市道が流下を阻害し、土砂の堆積を助長し、河川断面を狭めており、洪水時の水位上昇の一因になっていると考えています。

また、富士橋は、特に如法寺地区の皆様にとっては重要な生活道路の一つであることは理解しています。まずは治水上のリスクを減らすことが最優先と考えていますので、市としては富士橋撤去後の如法寺地区や柚木地区の生活環境整備や観光イベントへの配慮などの検討を進めているところです。

今後は、築堤事業の説明会に合わせ地区住民の皆様にご説明し、ご理解を得ていきたいと考えています。